

有限会社 シティホール豊田

「シティ友の会」会員規約

第1条 目的

有限会社 シティホール豊田「シティ友の会」（以下「会員」という）とは、葬儀に関する有限会社 シティホール豊田（以下「当社」という）独自の会員サポートシステムであり「シティ友の会」の趣旨に賛同し入会した会員葬儀に対し、葬儀プラン料金の割引を行うと共に、各種会員特典を通じて、会員の精神的、経済的負担を軽減することを目的とします。

第2条 入会手続き及び解約手続き

- 入会手続きは所定の入会申込用紙に必要事項を記入します。
- 当社は、入会申込書に基づき所定の契約手続き及び会員証を発行します。
- 解約手続きについて
文書又は電話にて当社へご連絡いただければ解約致します。
- 会員証の貸出及び譲渡はできません。規約違反は解約処理をさせていただきます。

第3条 会員の資格

この契約の会員とは次の条件を満たした者でなければなりません。
「シティ友の会」の趣旨に賛同し、会員規約を承認し、所定の入会手続きを完了し、当社が入会を認めた方とします。

- 施行可能な地域に居住する者として。
- 入会年齢は満20歳以上の者として。
- 下記の利用禁止規定に該当しない者として。
(1) 指定暴力団暴力団員暴力団関係団体又は関係者、その他法令及び公序良俗違反のおそれのある方のご利用をお断りします。
*上記該当者が入会又は葬儀利用の場合警察及び関係各機関に通報し対処します。
(2) 常識的なお話し合いが困難なお客様のご利用をお断りします。

第4条 会員資格の始期、終期

会員資格の始期は、入会日とします。
会員資格の終期は、会員本人が死亡し、該当葬儀及び葬儀後の諸手続きが完了した時点で会員資格が消滅します。

第5条 告知義務違反による契約の解除

入会申込の際、会員が故意又は重大な過失により入会申込書に事実を告知しなかったり、又は事実でない事を記載した場合は契約は解除されます。

第6条 入会金及び入会金の支払い方法

- 入会金は1会員5,000円（消費税込）とします。
- 入会金は入会申込書に添えて支払うものとします。
- 入会金は、返還しません。
- 再入会の入会金は、無料とします。

第7条 会員証の発行

「シティ友の会」入会手続き終了後、会員証を発行します。

第8条 会員の特典

会員本人及び同居の親族の葬儀受注時に会員証を提示することにより、当社で定めた会員特典が受けられます。

第9条 変更事項の届出

- 会員は、入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当社へ変更事項を届けるものとします。
- 前項の変更届がなかった場合、第8条の会員特典が受けられない場合があります。

第10条 会員証の再交付

- 紛失した場合は、速やかに当社に連絡し再交付手続きを行うものとします。
- 紛失した会員証が出てきた場合は速やかに当社へ返還するものとします。

第11条 個人情報の収集、保有、利用

会員は、当社が会員の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下の通り取り扱うことに同意するものとします。

- 当社が、以下の個人に関する情報を取得し、利用することとします。
(1) 氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時及び第9条変更事項の届出に基づき届け出た事項
(2) 入会申込時等、会員等と当社の契約内容に関する事項
(3) 会員の利用内容
- 当社が以下の目的の為に、個人情報を利用することに同意するものとします。ただし、会員が各種のご案内について停止を申し出たとき当社は業務運営上支障のない範囲で、これを停止するものとします。（停止の申出は当社相談窓口へ御連絡下さい。）
(1) 当社業務改善のためのアンケート調査
(2) 各種葬儀関連サービスのご案内
(3) 当社関連の催物のご案内

第12条 個人情報の開示、訂正、削除

- 会員等は当社に対して、自己に関する個人情報を開示できるよう請求することができます。尚、開示請求は当社相談窓口へ御連絡下さい。
- 万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明したときは、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第13条 個人情報の取扱いに関する不同意

当社は会員等が入会の申込に必要な事項の記載を希望しないとき又は本規約に定める個人情報の取扱いについて承諾できないときは、入会をお断りすることや、会員資格を取り消すことができるものとします。

第14条 施行及び特典の保証ができない事由

以下の場合は、第8条の会員特典が受けられない場合があります。

- 天災及び人災で施行ができない場合。
- シティ友の会の運営が困難な場合。
- 利用禁止規定に該当する場合。

第15条 協議解決

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及び当社にて誠実に協議解決するものとします。

第16条 問い合わせ及び相談窓口

この契約についての問い合わせ及び相談窓口は、次の場所で行います。

静岡県磐田市上万能2 8 6 番地
有限会社 シティホール豊田 TEL: 0538 - 21 - 0044

第17条 規約及び特典は予告なく改訂する事を予めご了承くださいます。

以上（2022年11月）

有限会社 シティホール豊田
〒438-0817 静岡県磐田市上万能2 8 6 番地
0538 - 21 - 0044